

文化審議会文化政策部会関係資料

1. 文化政策部会「審議経過報告」(平成 22 年 6 月 7 日)(抄) 1
2. 文化政策部会(平成 22 年 5 月 24 日)配付資料〔青柳委員御提出意見〕 2
3. 文化政策部会(平成 22 年 9 月 8 日)配付資料〔文化政策部会「審議経過報告」に対する意見募集の結果(概要)〕(抄) 5
4. 文化政策部会(平成 22 年 9 月 15 日)配付資料〔文化芸術団体からの書面による意見(抄)〕 7

文化審議会文化政策部会「審議経過報告」(平成 22 年 6 月 7 日)(抄)

第2 文化芸術振興のための重点施策

1. 六つの重点戦略～「文化芸術立国」の実現を目指して～

(1)文化芸術活動に対する支援の在り方の抜本的見直し

文化芸術活動に対する支援に関しては、実質的に赤字を補填する仕組みとなっているため、自己収入の増加等のインセンティブが働かないとの問題、審査・評価体制の不十分さといった助成面の課題等多くの指摘がなされており、地方における鑑賞機会の不足、地方公共団体における文化芸術予算の削減等の現状も考慮して改善を図る必要がある。これらの現状と課題及び「新しい公共」等近時の動向を踏まえ、文化芸術活動に対する支援の在り方を抜本的に見直し、効果的な振興を図ることができるよう、以下の取組を進める。

(略)

- ◆ 専門的な審査・評価を実施し、支援策をより有効に機能させる機関として、新たに「日本版アーツカウンシル(仮称)」の導入に向けた検討を行う。このため、早急に必要な調査研究を行うとともに、可能なところから試行的な取組を開始する。
- ◆ 地域の核となる文化芸術拠点への支援を拡充する。また、その法的基盤の整備について早急に具体的な検討を行う。
- ◆ 美術品の国家補償制度を速やかに導入する。
- ◆ 国立の美術館・博物館や劇場について、地域的な配置状況も踏まえ、地方のこれらの文化施設との役割・機能の分担にも十分留意しつつ、今後のあるべき姿を含め、より柔軟かつ効果的な運営を行うことができる仕組みを早急に検討する。

(参考)文化芸術の振興に関する基本的な方針(平成 19 年 2 月 9 日閣議決定)(抄)

第2 文化芸術の振興に関する基本的施策

10. 文化芸術拠点の充実等

(1)劇場, 音楽堂等の充実

- ・ 国立劇場や新国立劇場等における公演の充実を図り、より多くの国民に質の高い文化芸術の鑑賞機会を提供するなど、国立施設としてふさわしい活動を推進するとともに、そのために必要な安全かつ良好な施設環境を整備する。

(2)美術館, 博物館, 図書館等の充実

①美術館, 博物館等の充実

- ・ 独立行政法人国立美術館が、我が国の美術振興の中心的拠点として、国民の感性をはぐくみ、新しい芸術創造活動を推進するための機能の充実を図る。
- ・ 独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所が、我が国の文化財施策の一翼を担う機関として、国民の宝である文化財を収集・保存し、次世代へ適切に継承するための機能の充実を図る。

青柳委員御提出意見

去る 4 月 26 日に、独立行政法人国立美術館の「事業仕分け」が実施されました。対象事業は「美術品収集(収集・保管・展示事業)事業」であり、仕分け結果は、「事業規模は拡充(適切な制度のあり方を検討するとともに、民間からの寄付、自己収入の拡大、コスト縮減といった努力を徹底し、国からの負担をふやさない形での拡充を図る)」というものでした。

本部会は、国の文化政策全般を議論するところですが、国立美術館の活動の充実、公私立美術館の振興と並んで国の美術振興にとっても重要なことであると考えます。したがって、ここでは国立美術館の在り方に関し、現時点での考えを述べさせていただきます。

1 独立行政法人制度の在り方

① 「経営努力認定」の運用の見直し

国立美術館を設置管理するのは独立行政法人国立美術館ですが、現在の独立行政法人制度は、美術館の運営にすべてが適合しているというわけではありません。なかでも「経営努力認定」は、適格的ではない最も顕著な例といえます。

現在の独立行政法人制度においては、自己収入が年度当初の目標額を越えたとしても、その超過分を直ちに独立行政法人の各種活動に充当することはできません。充当させるためには、自己収入の目標を超えたことが法人の「経営努力」によるものであるという「経営努力認定」がなされることを必要とします。

「経営努力認定」の運用に当たっては、前年度より多くの収入を上げたことが要件のひとつとされています。しかしながら、美術館の活動としては、収入の上がらなくとも意義のある展覧会を実施しなければならない年度もあり、年度によって収入が増減することは避けられません。平成 18 年を初年度とする現在の中期計画期間のもとでは、国立美術館の場合、年度当初の目標額を越えているにもかかわらずまったく「経営努力認定」がされてきませんでした。

「経営努力認定」は、美術館の運営の実情に即した形でなされるべきであると考えます。機械的に右肩上がりになっているかどうかということではなく、各年度における展覧会のラインナップに即して、当初想定していた収入を上回るような収入が上がった場合にはその努力が認定されるなど、真に努力がなされた場合にそれがきちんと評価される仕組みに変更されるべきと考えます。

② 適正な「自己収入ノルマ」の水準

なお、自己収入をあげた分美術館がそれを使用できることとしても、法人の収入予算において運営費交付金が大幅に減少するのであれば、事業仕分けが求めた「拡充」は実現できず、逆に「多くの自己収入をあげなければ事業の維持が困難」という追い詰められた状況に陥ってしまうこととなります。

国立美術館の中期計画期間は、23年度から新たな中期計画期間が始まりますが、そこでの自己収入ノルマの算定に当たっては、事業仕分けの趣旨を踏まえ、かつ前回のときのように単純に前期の収入実績を当てはめるのではなく、①国立美術館の収入増が特別の事情（国立新美術館の開館効果、国立西洋美術館における大規模展覧会（85万人観覧のループル展）の開催）によるものであること、②新聞社が共催展を今後控える状況にあることなども考慮し、適正な規模に設定する必要があると考えます。

③ 総人件費改革・業務経費効率化の適用除外

現在独立行政法人国立美術館は、総人件費改革の適用対象となり、平成22年度においては平成17年度実績から5%削減の義務が課せられています。また、業務経費も毎年度一定の額が減額されています。

もともと、国立美術館は小さな組織であり、人員や経費の削減は限界に近づきつつあり、近年作品購入費を減らして展覧会の実施などの活動に充てる状況もみられます。こうした状況は事業仕分けにおいて「事業の拡充」とされている状況とは正反対のものです。

国立美術館においては、今後の人件費や物件費は、事業仕分けの結果も踏まえ、効率化等の対象から除外すべきと考えます。

2 美術作品購入の充実等

① 美術作品購入費充実の必要性

美術館の活動の本質は、美術作品を収集しそれを後世に継承していくことにあります。国立美術館については、展覧会を積極的に開催して多くの入館者を集めることに注目が集まりがちですが、こうした作品収集活動は継続して実施する必要があります。また、それを拡充することは、国立美術館が日本国民や海外からの客にとってより魅力ある施設となることにつながりますので、今後は、そうした方向で作品収集を拡充していくべきと考えます。

そのようなことから、今後美術作品購入費は計画的に措置され、拡大していくことが求められます。

なお、事業仕分けでは、「国からの負担を増やさない」とされていますが、作品購入は、単なる「消費」ではなく「資本への投資」とでも言うべきものであって、将来、来館者の増加や収入の増加その他金銭に換算すると非常に大きな効果を継続してもたらすものです。そのようなことから、長期的な収支から見た場合には、「作品購入」は、決して「国の負担を増やす」ものではないといえます。

② 基金制度・長期借入金制度の創設

機動的に重要な作品を購入するためには、基金において必要なときにそれを取り崩し利用できるようにすることや、購入時に資金の借入れを行い、その翌年度以降に返済するという長期借入金制度が必要と考えます。こうした制度があることにより、貴重な文化財の国外流出をくいとめることや、市場に作品が出回ることが希少な作家の作品の購入が可能となります。

③ 収集した作品の活用

国立美術館において収集した作品は、各館の備品ではなく、国民全体の共有する資産ですので、それにふさわしい取り扱い及び活用が求められます。

諸外国における美術館の多くには「Art Handling」などというセクションが置かれ、その管理や他の美術館への貸し出し業務を専門に行う専門スタッフ（Registrar など）が配置されています。他方、日本では、美術史を専攻した研究員が日常の調査研究や展覧会企画を行ないながらそうした業務に当たっており、作品の管理や活用の点で十分とはいえません。今後はこうした分野に人員を配分することが必要です。

世界各国は、文化力を高めることが国の力を高めるために重要であるとの認識の下に、競って美術館の新設・拡充を進めています。わが国はこのような認識が不十分であり、このままでは将来に禍根を残しかねません。国全体の戦略として、「国立美術館の機能の拡充」を打ち出し、「美術振興の中核的拠点」として十分な機能を果たしていけるよう、必要な施策を講じていただきたく、よろしくお願い申し上げます。

文化政策部会「審議経過報告」に対する意見募集の結果(概要)(抄)

3. 寄せられた意見の概要

(2)意見の概要

＜美術＞

- 「博物館は、単に社会教育施設あるいは文化施設であるにとどまらず、地域の生涯学習活動、国際交流活動、ボランティア活動や観光等の拠点ともなる多くのポテンシャルを有した施設」であり、これらの機能を強化するためには、国立や首長部局所管の博物館が除外されている博物館登録制度の見直しなどを中心に、博物館法を早期に改正し、これを軸に博物館政策を展開していくことが必要と考える。
- 独立行政法人が設置する国立博物館は、それぞれの使命・機能が与えられているとともに、広く博物館を先導する役割を担っている。今後とも我が国博物館のナショナル・センターとして国民・住民の期待に応えていくためには、厳しい財政事情にあっても国立博物館が充実した運営を行うために必要な財源を確保することが必要である。
- 計画性や戦略的な政策を持って実行されるべき文化財収集が、運営費交付金の削減を前提とした不安定な予算組みの中で行われている現状については検討の余地がある。
- 国立博物館として行った改革に報いるインセンティブが用意されていない現状は、職員の意欲を削ぐ一要因となっており、この状況を改善するため、そして国民共有の財産を充実するためにも、目的積立金制度等自己収入の拡大を可能とするような財政措置に係る制度構築について徹底した議論が望まれる。独立行政法人の本事業仕分けの評価を受けた機を逃さず、国立博物館の運営が効果的に機能するよう議論を開始してほしい。
- 国民共有の貴重な財産を充実するためには、長期展望を踏まえた文化財収集が実施できるよう継続性のある資金調達が可能となる制度を構築するのが国の役割であり、基金の創設や寄附税制も含め、政府以外からの資金調達に係る制度を早急に検討するべき。ナショナルコレクションとして質の高い文化財収集が継続して行えるよう、税制、物納制度及び基金の創設など実質的に機能する制度を構築し、国立博物館と地方の公立博物館が収蔵品の収集や貸借、博物館運営において強固な連携体制を形成しながら、効果的にそれらの制度が活用されるための包括的なスキームの検討を期待したい。
- 日本の美術館は企画展が中心になっている感があるが、ミュージアムの基本はあくまでもコレクションであり、一過性の企画展だけでなく、地域住民のそして国民の資産となるコレクションの充実にもっと力を入れるべき。例えば、地方の美術館が作品を購入するための助成制度や国立博物館のコレクションの貸出し・巡回展の充実を検討できないか。

＜美術品の国家補償制度＞

- 美術品の国家補償制度の創設に当たっては、適用対象が設置主体によって限定されること

なく、国公立を問わず適用されるよう要望する。

＜地域の核となる文化芸術拠点への支援拡充、法的基盤の整備＞

- 法的基盤の整備については、芸術団体の救援や保護に繋がる議論が主流ではないか。国民目線での議論がもっと必要であるほか、地域における法制や公益法人制度、指定管理者制度等との整合性、整備後の財政措置についても議論が必要である。
- 地域の核となる文化芸術拠点の充実を図るためには、指定管理者制度の適用ないしその運用の在り方に関し抜本的見直しを図る必要があることを明記すべき。
- 整備要件を一律に規定するのではなく、小さな施設であっても取り組み方によっては拠点として認められるような多様かつ柔軟な設定を行うべき。その場合、①地域の範囲の捉え方に柔軟性をもたせる、②専門家配置要件も一律ではなく代替措置も可能とする、③創造発信型だけでなく事業要件についても多様性をもたせるなど、多くの文化施設がその気になれば拠点として認められるような設定とし、全国 2,200 ある公立文化施設の活性化に寄与する仕組みとすべき。
- これまでの公共投資により全国に 2,000 ヶ所以上の文化施設が整備されているが、慢性的な事業資金不足のため文化芸術活動の展開が困難化している施設が多い。国民が等しく良質な文化芸術を享受できる環境確保の観点から、これら収益性が見込めない文化施設への支援が大切である。これら文化施設に対する支援制度を確立するためにも法的基盤の整備が求められる。
- 人材の充実という観点から、専門人材である舞台技術者に対する資格・検定を整備するとともに、当該資格を有する舞台技術者の文化芸術拠点への配置について法的基盤の整備にあたって考慮してほしい。

＜「日本版アーツカウンシル(仮称)」の導入＞

- アーツカウンシルが持つ機能や規模、活動をできる限り具体的に提示されてからでなければ賛成も反対もできない。
- 各地域の実情・課題、他国との違いを十分に調査研究した上での「日本版」を構築すべき。
- 「日本版アーツカウンシル(仮称)」の導入については、文化庁、日本芸術文化振興会基金部の助成事業の経験と実績、その評価を踏まえ、基金部の充実と独立を視野に入れ、助成制度の見直しと対応させて 2011 年度に着手し 2013 年度には専門助成機関を確立するような工程スケジュールを示して進める必要がある。
- 文化政策は基本的に地方分権に基づくべき。アーツカウンシルの導入は望ましいが、あくまでも地域ごとの自主性を重んじることが重要であり、すべての地域を一律に中央組織で統括していくことに加え、一定の地域ごとに複数の機関を分権的に設置することが望ましい。評価も全国一律でなく、地域の実情にあった評価をすることが肝心である。

文化芸術団体からの書面による意見(抄)

○財団法人 日本博物館協会

2. 今後(第3次基本方針の下で)、重点的に推進すべき事項(重点施策)について

(1) 国立博物館の運営の充実について

「審議経過報告」でご指摘のとおり、「博物館は、単に社会教育施設あるいは文化施設であるにとどまらず、地域の生涯学習活動、国際交流活動、ボランティア活動や観光等の拠点ともなる多くのポテンシャルを有した施設」であり、「国としても博物館の新たな機能に着目した支援の充実を図る必要がある」が、特に独立行政法人が設置する国立博物館は広く博物館を先導する役割を担っている。今後とも我が国の博物館のナショナル・センターとして、国民・住民の期待に応えていくためには、厳しい財政事情にあっても、国立博物館が充実した運営を行うために必要な財源を確保することが必要である。